

指定ごみ袋制度の見直し(有料化)に関する住民説明会での主な質問と市の回答

① 宇部市のごみの現状

質問	回答
平成 30 年度の 1 人 1 日あたりのごみの排出量 1,008 g の内訳はどうなっているのか。	平成 30 年度の 1 人 1 日あたりのごみ総排出量 1,008 g の内訳ですが、燃やせるごみ 850g (収集 469g、直接搬入 (以下、「直搬」という) 381g)、燃やせないごみ 52g (収集 28g、直搬 24g)、資源物 78g (収集 69g、直搬 9g)、埋立ごみ 3g (収集 0.1g、直搬 2.9g)、集団回収 25g となっています。
事業系ごみと家庭系ごみの比率を教えてください。	燃やせるごみの割合が全体の 85%で、その中の約 6 割が家庭系ごみで約 4 割が事業系ごみとなっています。
宇部市のごみの排出量が全国平均、山口県平均と比較して多いのはなぜか。	自治体のごみの排出量は、人口規模や産業構造等の様々な要因に影響を受けますが、本市においてごみの排出量が多い要因の一つとして事業系ごみの占める割合が高いことが考えられます。 本市では事業ごみの減量対策として、多量排出事業所を対象に事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書の提出を義務付けるとともに、職員が事業所に訪問し資源化・減量化についての指導・啓発を行っています。また、市の処理施設に産業廃棄物などの不適正排出が行われないう、職員による監視体制の強化を図ってきたところですが、今後も継続して強化していく予定です。 一方で家庭系の可燃ごみについても全国、県の平均と比較して多い状況にあります。家庭ごみ、事業所ごみ併せての取り組みが必要と考えています。

<p>なぜ宇部市は目標に対してごみが多いのか。努力が足りないということか。</p>	<p>皆さんに努力をしていただいていることは認識しており、有難いと考えています。しかし、まだ減量の余地があるため、見えないお金（税金から一律負担しているお金）から受益者負担の考えを取り入れることで、さらに減量をお願いしたいと考えております。</p>
---	--

②有料化の目的

質問	回答
<p>なぜ有料化することになったのかの経緯を説明してほしい。</p>	<p>本市では、平成14年に現行の指定ごみ袋制度を導入しました。導入にあたっては宇部市廃棄物減量等推進審議会において、有料化の導入についても合せて議論されましたが、まずは、市が規格を定めた指定袋を導入して分別の徹底を促進し、減量化を図ることとしたところです。</p> <p>その後も、市民の皆様の協力をいただき、様々な3R施策に取り組み、ごみの資源化・減量化に努めてきた結果、一定のごみ減量効果が出ているところです。しかし、平成30年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,008gで、本市の計画に掲げる目標値840gはもとより、全国や県内の平均を上回っています。</p> <p>こうしたことから、今後、持続可能なまちづくりを進めていくためには、ごみを更に減量することで、CO₂など温室効果ガスの削減を図りつつ、財政面ではごみ処理に係る経費を圧縮して、他のまちづくり施策の財源に充てていくことが必要であると考えます。</p> <p>特に令和3年度から建設の構想策定を開始する新たなごみ処理施設の規模を縮小し、建設費用を削減することは大きな課題でもあります。このような中、他の公共サービス同様に受益者負担の考えを取り入れ</p>

	<p>た家庭ごみ処理の有料化を導入することが、本市の将来にとって必要な選択であると判断し、令和元年 8 月に改めて審議会に諮問したところ、同年 12 月に「ごみの排出量に応じて、処理経費の一部を市民が負担する仕組み、いわゆる家庭ごみ処理の有料化を実施することが適当」との答申を得ました。本市ではその答申書の内容を尊重し家庭ごみ処理の有料化を実施する考えとしたところです。</p>
<p>宇部市の財政状況はずっと黒字続きのはず。それを充てれば急いで有料化しなくても現状でできることがあるのではないのか。</p>	<p>今回有料化する目的は、ごみの資源化・減量化を図ること、ごみ処理経費の負担の公平化を図ることなどであり、財源不足を補うためのものではありません。今後は、本市でも人口減少により税収が減少することが見込まれる一方で、公共施設の建て替えや耐震化などの財源も必要となってくるなど引き続き、緊張感を持って財政運営を行うことが必要です。</p> <p>また、有料化を実施することでごみの減量化を図り、ごみ処理経費を圧縮して他のまちづくり施策に充てていくことが可能となります。更に、今後見込まれるごみ焼却場の建替えの際に施設規模を小さくすることで、建設費を抑制することができるだけでなく、建設後の維持管理費も抑制することができ将来世代の負担が軽減できるものと考えます。</p>

③有料化の効果

質問	回答
<p>有料化でごみは減量できるのか。</p>	<p>袋 1 枚からお金が掛り、袋のサイズが大きいほど高額になりますので、できるだけ小さい袋（安価なもの）にしようという意識が働くため、減量効果があるものと考えています。</p>

	<p>すでに有料化を実施している自治体では、1ℓあたり1円以上の手数料で約20%以上のごみ減量効果があったという実績が報告されています。また、ごみの減量を進めていくためには、有料化するだけでなく、市民の減量取組の受け皿となる様々なごみ減量施策を合わせて実施していくことが重要であると考えています。</p>
<p>目標値の840gまで減量した場合、どのくらいの費用が削減できるのか。</p>	<p>目標値の840gに向けて、20%ごみを減量することができれば、現在のごみ処理施設の維持管理費を年間約4千万円削減することが出来ます。また、新たなごみ処理施設を建設する際に規模を縮小することができるとともに、将来に向けての維持管理費も抑えることができます。20%減量に伴う、新たな建設費用の削減額については、現時点では約40億円と試算しています。</p>
<p>目標値の840gまで減量するには有料化を実施するだけでは不可能なのではないか。</p>	<p>有料化を導入しただけで達成できるとは考えていません。有料化を契機として、広く市民の皆さんにごみ減量に対する意識を持っていただくとともに、現在のライフスタイルの見直しや有料化の実施後も市民の皆様がごみを減量するための受け皿となる様々な施策の実施や情報提供を行うことで、更なる減量を図りたいと考えています。</p>

④その他有料化に関する事項

質問	回答
<p>有料化は新たな税負担で、税金の二重取りでないか。</p>	<p>ごみ処理は市の責務であります。一方で家庭ごみの処理を求める市民の方々に対するサービスの提供でもあり、そのサービスの量に応じて手数料を徴収することは妥当とされています。</p> <p>また、市民の皆さまから排出量に応じた負担をお願いすることは、公共サービスにおける受益者負担という考えから、負担の公平性の確保</p>

	にもなると考えています。
有料化しなければ減量できないというのではなく、市民との協力による減量をすべきでないか。	本市では、これまで市民の皆さんの協力により数多くのごみ減量施策に取り組んできましたが、まだまだ分別・減量が十分でなく、可燃ごみの中に資源ごみが混入しているという実態があります。 ごみの有料化は、ごみ分別によるリサイクルを推進することに加えて、市民一人ひとりが、ごみになるものを買わない、家に持ち込まないといった発生・排出抑制に立ったライフスタイルの転換への動機づけになるものと考えています。
他の種類のごみに関しても今後有料化の流れがあるのか。	他市町村では、可燃ごみだけでなく、不燃ごみや資源ごみも有料化を実施しているところがありますが、本市では、まずは可燃ごみについて、排出抑制に加え更なる分別促進により減量化を図りたいとの考えから、現時点では他の種類のごみについて有料化は考えていません。
有料化しても一時的には減るが、すぐ元に戻るのではないか。	すでに有料化を実施している多くの自治体において、リバウンドしないという統計結果も出ています。 有料化後のリバウンドの原因としては、手数料水準が安すぎたり、ごみ減量を促す受け皿を用意していなかったりといったことが先進事例からうかがえます。有料化先行自治体においてはリバウンドしないような工夫を行ない、数年後も減量効果を維持している自治体が多くあります。 本市においても、リバウンドすることがないように新たに得た収入の一部を有効に使い、ごみ減量の受け皿となる資源化・減量化施策を推進していきたいと考えています。
有料化の効果として公平性の確保と言うが、今まで特に不公平だと感じたことはない。どうして不公平と言えるのか。	現行の制度では、家庭ごみ処理に係る経費は、個人の排出量の多少に関係なくすべて税金で賄われています。つまり、ごみの排出量に応じ

	<p>た負担となっていないことから、公平性に欠けると考えています。</p>
<p>ごみ処理に受益者負担とはどういうことか。税金で賄うべきではないか。</p>	<p>ごみ処理は市の責務であります。家庭ごみの処理を求める市民の方々に対するサービスの提供であり、そのサービスの量に応じて手数料を市民の皆様から徴収することは妥当であると考えます。</p> <p>また、今後の持続可能なまちづくりのため、ごみを減量することで、環境負荷の低減を図りつつごみ処理経費を少しでも圧縮して他のまちづくり財源に充てていく必要性から、他の公共サービスと同様に受益者負担の考え方を取り入れ、ごみ減量を一層進めていくことが本市の将来にとって必要であると判断したところです。</p>
<p>市民に負担させる前に、メーカーやスーパーなど製造者側をもっと強く指導するべきではないか。</p>	<p>スーパーなどに対しては、過剰包装の自粛や資源物の自主回収について、これまでも要望してきましたが、今まで以上に指導を徹底していきたいと考えています。</p> <p>また、制度的なものについては、国等にも要望していきたいと考えています。しかしながら、企業が作ったり、販売したりするのは消費者のニーズにあわせ製造されたり、販売されたりするものなので、消費者である皆さんが、ごみになるようなものは初めから買わないなど、意識改革や行動変革をあわせて進めていく必要があると考えています。</p>

⑤手数料の価格設定

質問	回答
<p>近隣の市の有料指定袋 1 枚当たりの金額を教えてください。</p>	<p>各市町によって袋の大きさや金額はまちまちですが、可燃ごみだけですと</p> <p>下 関 市 450—30 円 300—20 円 180—12 円 山 口 市 450—18 円 300—12 円 200—8 円 美 祢 市 500—25 円 300—15 円 200—10 円 山陽小野田市 450—袋代+5 円 300—袋代+4 円 180—袋代+2 円 となっています。(H29 年度実績)</p> <p>また、市町によっては可燃ごみ以外の不燃ごみや資源ごみを有料化しています。</p>
<p>県内他市と比較すると宇部市の価格設定は高いのではないかと。</p>	<p>本市の指定袋は、10あたり 1 円での価格設定を予定しています。可燃ごみの袋の値段に関しては排出量単純比例型を採用している中では、県内で一番高い価格設定になりますが、本市の有料化の対象は可燃ごみに限定していますので、不燃ごみ・資源ごみも有料化している他の市と比較すると月額平均負担額としては高い水準ではないと考えています。</p>
<p>価格設定の根拠は何か。</p>	<p>算出の根拠については、すでに有料化を実施している他の自治体の実績から、料金設定が 10 当たり 1 円を超えると 20%以上の、明確な減量効果が得られること。</p> <p>また、全国の有料化を実施している自治体における料金水準とも同程度であること。</p> <p>さらに、この料金設定を適用した場合に、本市における平均的な家庭での 1 か月の負担額が 1 9 2 円程度と試算しており、市民のみなさん</p>

	<p>に受容していただける金額と考えられることから、10当たり1円の料金設定としました。</p>
<p>料金は段階的に上げられないのか。</p>	<p>段階的にごみ処理手数料を上げる方法もありますが、段階的に上げるために当初の金額を低く設定すると、減量効果が薄れる可能性があります。また、減量に努力された方が、再度手数料の額が上がることで減量意欲が削がれることも考えられるため段階的に値上げするということは考えていません。</p>
<p>なぜ可燃ごみ（燃やせるごみ）のみを値上げするのか。</p>	<p>平成30年度の1人1日当たりの総排出量1,008gのうち、可燃ごみの量は全体の約85%を占めています。そのうち、可燃ごみの約6割を占めている家庭系の可燃ごみは、指定袋制度の導入をした翌年の平成15年度と比較して平成30年度は2%しか減量しておらず、また全国や県内平均と比較しても高い状況にあります。</p> <p>可燃ごみの中にはまだまだ資源化できるプラ容器や古紙（雑がみ）等が混入しており、これらを分別すれば資源ごみとして処理することができます。このようなことから、可燃ごみは、まだまだ減量する余地があり、有料化により減らすことができると判断しました。</p> <p>また、事業系可燃ごみについても、全国平均や県内平均を上回っていることから、合わせて削減をしていく必要があることから、事業系ごみの削減対策を強化すると同時に、焼却場への搬入手数料を見直していくこととしています。</p>

1 か月 1 世帯当たりの負担額が 192 円という根拠は何か。	平成 3 0 年度の可燃ごみの量から、1 人当たりの可燃ごみ排出量を計算し、宇部市の平均世帯人数である 1 世帯あたり 2. 1 人として計算しています。そうすると、1 か月に 1 世帯あたり 4 0 0 の袋に換算すると 4. 8 枚使用していることになり、4 0 円× 4. 8 枚で 1 9 2 円という計算になります。
----------------------------------	---

⑥周知期間

質問	回答
3 月の議会に上程後、半年の周知期間において有料化を実施するとのことであるが、周知期間が短すぎるのではないか。	市議会での承認が前提となりますが、承認をいただきましたら、4 月から速やかに市民周知を行っていく予定としています。予定では有料化導入まで半年間となりますが、現行の指定ごみ袋の生産調整の都合等も考慮すると、新指定袋が販売店に並ぶまでの期間としては半年間が適当であると判断したことからもそのように設定したところです。また、その後移行期間を 2 か月間設けますので、合計 8 か月間で市民の皆様への準備が行き届くよう、自治会単位での集まりにも出向いていくなど、きめ細かな周知を行っていきます。

⑦指定袋について

質問	回答
有料化後、使い切れなかった現行の指定袋はどうするのか。	使い切れなかった現行の指定ごみ袋については、有料袋または透明袋へ交換ができるようにするなど、お手持ちの指定袋が無駄にならないよう、また効果的に活用できるように検討していきます。
有料化されるのなら、現行の指定袋を買いだめした方がいいのではないか。	現行の指定袋は、完全実施後(移行期間終了後)は使用することができません。買いだめは控えていただくようお願いいたします。

新しい指定袋はいつから購入できるのか。	施行日の1ヶ月前くらいから小売店での販売を開始できるよう準備を進めていきます。
新しい指定袋の素材・デザインはどうなるのか。	素材については検討しているところです。 デザインについては、混乱を避けるため、今の指定袋とは文字の色等は変更する予定です。
新しい指定袋はどこで買えるのか。	新しい指定袋は市から認可を受けた小売店で販売されます。現在、指定袋を販売している小売店の多くで新しい指定袋は購入できるものと考えています。
北部は小売店が少ないため、ふれあいセンター等で指定袋が購入できるようにしてもらえないか。	ふれあいセンターでの販売は、難しいと考えていますが、郵便局等での販売など、お住まいに身近なところで販売できる体制を整えていきたいと考えています。

⑧減免制度

質問	回答
有料化になった場合の減免対象者が生活保護受給者に限られるのは納得がいかない。国民基礎年金や障害基礎年金だけで生活している人の方が場合によっては低所得者である。なぜ生活保護受給者だけを対象にするのか。	家庭ごみの有料化に当たっては、低所得者にとって過度の負担にならないよう配慮する必要があると考えます。 ただし、減免措置を実施する際も、有料化の目的である費用負担の公平性やごみ減量の促進に支障ない範囲で行う必要があります。対象者を確実に捕捉できることから、減免対象を生活保護受給者に限定したところです。今後このようなご意見も参考に減免の対象を検討していきます。

<p>紙おむつを中身の確認できる袋で出すのには抵抗がある。何か配慮をしてもらえないか。</p>	<p>半透明の袋での排出や、レジ袋に入れたものを透明袋に入れて出していただくことなどは可能にしたいと考えています。ただ、新聞紙に包まれると中身が確認できないので、避けていただきたいと考えています。</p>
---	--

⑨手数料の徴収方法

質問	回答
<p>新しい指定袋は、現在の自由価格の指定袋に手数料を上乗せするだけでいいのではないか。なぜ公定価格にして売るのが。</p>	<p>自由流通では、製造業者、小売店、お客、それぞれの間でお金のやり取りがあり、成り立っています。袋の価格については、これまでどおり自由価格にして、袋代にごみ処理手数料を上乗せするとすると、小売店が売上げ枚数に応じて手数料（例えば30円）を市に払うことになります。この場合、販売枚数の管理等が販売店任せになってしまうため、正確な手数料収入の把握が困難となります。</p> <p>このようリスクを考え、公定価格で売る方法を考えています。この方法は、まず宇部市が一括して袋の製作を製造業者に依頼し、そしてそれらを小売店で売ってもらう方法になります。そうすることで、市が販売店に納入した時点でその数量に応じた手数料の徴収が可能となるため、正確な手数料収入が把握できることとなります。また、製造を依頼する場合は、入札にかけ、一番安く製作できる業者に依頼することになるため、自由流通でなくとも、袋の価格は安価に抑えることが出来ると考えています。</p>

⑩手数料収入の使途

質問	回答
有料化による手数料の収入見込みはどのくらいか。	現在のごみ量で試算すると、袋の製造経費などの諸経費を差し引くと1年間あたり1億3千万円。20%減量したごみ量では1億円と推計しています。
有料化によって得た収入は何に使うのか。	新たに発生する手数料収入については、ごみ処理経費に充てるだけでなく市民がごみの減量化・資源化に取り組むための施策にも充てる必要があります。 具体的には、具体的には生ごみ処理機の購入助成制度や、家庭ごみの資源化を図るための拠点回収に関する事業、ごみステーション設置費用の助成などが考えられますが、今後、市民の皆さんのご意見もいただきながら、より有効なごみ減量・資源化策を取り入れていきます。
手数料の収入は、新たなごみ焼却場の建設費のために、積み立ててはいいかがか。	手数料収入については、ごみ減量施策に使うだけでなく、新たなごみ処理施設の建設費に当てるための基金の設置なども検討します。

⑪草木について

質問	回答
草木は従来の出し方でいいのか。	従来通り、指定袋に入れて出していただくようになります。ただし、木の枝等で袋が破損する恐れがある場合はひもで縛って出すことができます。その場合は40ℓサイズの指定袋を草木に巻きつけて出していただくようになります。
草木は減らそうと思っても減らしにくい。減免の対象にならないのか。	現状では減免の対象にはなりません。有料化による収入で、草木の資源化実証事業に取り組む予定にしていますので、この検証結果により、草木のリサイクルの実施が可能となったときには、あわせて、草

	木の減免等についても検討していきたいと考えています。
自治会清掃の草木は今まで通り無料で回収するのか。	今まで通り、無料で回収に伺います。

⑫不法投棄・不適正排出

質問	回答
有料化をすることにより、不法投棄が増えると思うがどう考えているか。	既に有料化を実施している自治体のアンケート等によると、不法投棄が増えた例が半分、増えない例が半分となっています。増えた自治体においても、パトロールを強化するとともに、啓発看板や監視カメラの設置などにより、概ね1年以内には有料化前の状況に戻るなど、発生抑制の効果が上がっています。 本市では可燃ごみのみを有料化しようとするもので、他の自治体の状況と異なるとは考えられますが、他自治体の有効事例を参考にしながら、同様の方法について取り組んでいきます。
移行期間が終了し、有料化完全実施後に現行の指定袋がステーションに出された場合はどう対応するのか。	原則としては、収集できない理由を付したシールを貼って置きかえります。通常は、1週間の啓発期間を経過した後に再度回収を行います。移行期間だけでは新しい指定袋の完全な周知は難しいかもしれませんので、当面は置きかえたごみを再度早めに回収する等、なるべく自治会の負担がないような方法を検討したいと考えています。
有料化になるとステーションに不適物が多く出されるのではないか。	有料化実施後は、ご指摘のようなことが十分考えられますが、自治会等の負担が増えないよう、制度切替えに伴う誤排出を防止するためステーション毎に啓発表示をしたり、自治会からの要望に応じて職員による立哨協力、自治会で実施される分別不良ごみの分け直しのためのボランティア袋の配布など検討していきます。

⑬ごみ処理施設

質問	回答
新しい焼却場の建設費用はいくらかかるのか。	今後のごみの減量の状況によって変わってきますが、現在の状況のままだと約200億円かかります。ごみを20%減量することで40億円削減できると試算しています。

⑭ごみ処理経費

質問	回答
これまでごみ処理経費削減の努力はしてきたのか。	収集業務については、特に人件費抑制の観点から、退職者不補充を基本として収集運搬業務の民間委託を進めています。 (H17年度とH29年度比較し△8千2百万円) 焼却場については、竣工当初と比べ運転管理による助燃材である灯油の使用量を約4割(約600kℓ)削減し、電気料金も約6割(約1億円)削減しました。 しかしながら、経年劣化の理由から改修費などが嵩んできており、ごみ処理経費については18億円から19億円で推移しているところです。

⑮ボランティア袋

質問	回答
ボランティアで収集した落ち葉等はどうすればよいか。	街路樹等をボランティアで清掃していただいているような場合は「ボランティア袋」を無料で配布しています。また、自治会清掃の場合は清掃日を事前に申請の上、回収場所も合わせてお伝えいただければ、

	指定袋を使用されなくても回収に伺います。
ボランティア袋は月・水・金のごみと一緒に出してもいいの か。	可燃ごみであれば、月・水・金にステーションに出していただければ 回収します。
ボランティア袋はどこにあるのか。	各ふれあいセンターや市民センター等に置いています。

⑩今回の説明会の実施について

質問	回答
ここ（説明会場）での反対意見は反映されるのか。	有料化の導入については、このような説明会を通して、市民の皆さん にご理解をいただくために、これまでの経緯や背景、宇部市のごみの 現状などをご説明させていただいています。有料化に伴う運用方法 や、新たなごみ減量施策についてのご意見や要望は可能な範囲で反映 していきたいと考えています。

⑪今後の対応

質問	回答
要望があれば、各自治会を回って説明するとのことであった が、朝・昼・晩、休日も自治会を回るのか。	可能な限り説明に伺わせていただきます。併せて、決定事項や今回の 説明会で皆さんから出たご意見は市のホームページ等にも掲載する 予定です。
ビン・カン、ペットボトルの袋はこれまでどおり透明袋でよ いのか。	透明袋を使用するビン・カン、ペットボトルなどの資源ごみ、あるい は月1回収している燃やせるごみ・燃やせないごみ、さらに火曜ま たは木曜に回収しているプラスチック製容器包装については何の変 更ありません。今まで通り、無色透明な袋で出してください。
他市では、戸別収集(軒先収集)を実施しているところもある が、本市でも検討してもらえないか。	今後、高齢化が進んでいく状況にあっては、ごみ減量の状況や地域ご とによる事情など考慮しながら、戸別収集も視野に入れていく必要が

	あると考えています。
市によっては可燃ごみを週2回収集で、祝日回収をしないところもある。その辺りを考えてはどうか。	本市の現在のごみの量では、週3回収集が適正であると考えています。しかしながら、経費削減の観点からも今後のごみ減量の進捗度合いによって、将来的には収集頻度の見直しが必要と考えています。